

### 危険物規制に関する政令（昭和34年政令第306号）

➤ 第9条第1項第2号（製造所の基準） ※一般取扱所も同じ

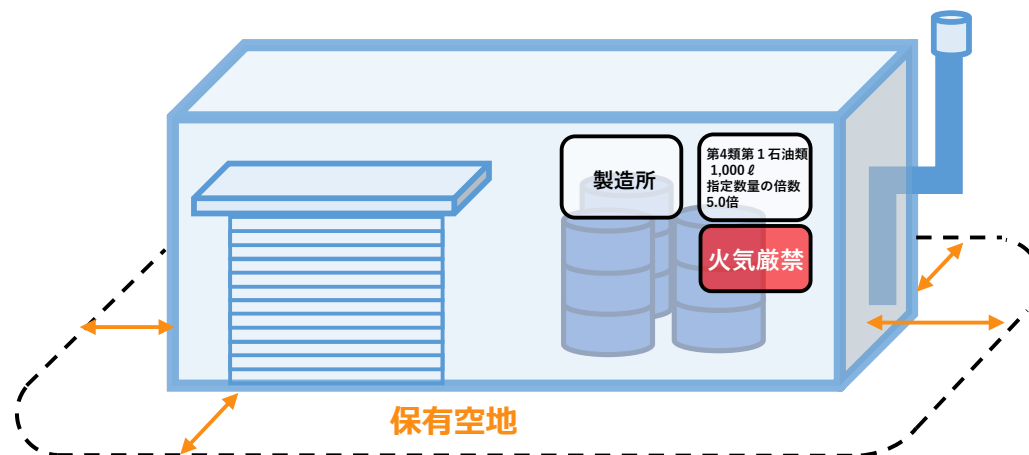
危険物を取り扱う建築物その他の工作物（危険物を移送するための配管その他これに準ずる工作物を除く。）の周囲に、次の表に掲げる区分に応じそれぞれ同表に定める幅の空地を保有すること。ただし、総務省令で定めるところにより、防火上有効な隔壁を設けたときは、この限りでない。

区分	空地の幅
指定数量の倍数が10以下の製造所	3メートル以上
指定数量の倍数が10を超える製造所	5メートル以上

### 危険物規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）

➤ 第13条（空地の幅に関する防火上有効な隔壁）

令第9条第1項第2号ただし書（令第19条第1項において準用する場合を含む。）の規定により同号の表に定める幅の空地を保有しないことができる場合は、製造所又は一般取扱所の作業工程が他の作業工程と連続しているため建築物その他の工作物の周囲に空地の幅をとることにより当該製造所又は一般取扱所の当該作業に著しく支障を生ずるおそれがある場合で、かつ、当該製造所又は一般取扱所と連続する他の作業工程の存する場所との間に小屋裏に達する防火上有効な隔壁を設けた場合とする。



# 保有空地の基準について

## 危険物規制に関する政令（昭和34年政令第306号）

### ➤ 第10条第1項第2号（屋内貯蔵所の基準）

危険物を貯蔵し、又は取り扱う建築物（以下この条において「貯蔵倉庫」という。）の周囲に、次の表に掲げる区分に応じそれぞれ同表に定める幅の空地を保有すること。ただし、2以上の屋内貯蔵所を隣接して設置するときは、総務省令で定めるところにより、その空地の幅を減ずることができる。

区分	空地の幅	
	当該建築物の壁、柱及び床が耐火構造である場合	上欄に掲げる場合以外の場合（※本表では左欄）
指定数量の倍数が5以下の屋内貯蔵所		0.5メートル以上
指定数量の倍数が5を超え10以下の屋内貯蔵所	1メートル以上	1.5メートル以上
指定数量の倍数が10を超え20以下の屋内貯蔵所	2メートル以上	3メートル以上
指定数量の倍数が20を超え50以下の屋内貯蔵所	3メートル以上	5メートル以上
指定数量の倍数が50を超え200以下の屋内貯蔵所	5メートル以上	10メートル以上
指定数量の倍数が200を超える屋内貯蔵所	10メートル以上	15メートル以上

## 危険物規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）

### ➤ 第14条（屋内貯蔵所の空地の特例）

令第10条第1項第2号ただし書の規定により、同号の表に定める空地の幅を減ずることができる範囲は、次のとおりとする。

- 指定数量の倍数が20を超える屋内貯蔵所（第72条第1項に規定する危険物のみを貯蔵し、又は取り扱うものを除く。）が同一の敷地内に設置されている他の屋内貯蔵所との間に令第10条第1項第2号の表に定める空地の幅の3分の1の幅の空地を保有することができる範囲までであること。ただし、当該屋内貯蔵所の空地の幅は、3メートル未満とすることはできない。
- 第72条第1項に規定する危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う2以上の屋内貯蔵所を同一の敷地内に隣接して設置するときは、当該屋内貯蔵所が相互間に0.5メートルの幅の空地を保有することができる範囲までであること。

### ➤ 第72条（塩素酸塩類等の特例）

令第41条の規定により、総務省令で定める危険物は、第1類の危険物のうち塩素酸塩類、過塩素酸塩類若しくは硝酸塩類又はこれらのいずれかを含有するもの、第2類の危険物のうち硫黄、鉄粉、金属粉若しくはマグネシウム又はこれらのいずれかを含有するもの及び第5類の危険物のうち硝酸エステル類、ニトロ化合物若しくは金属のアジ化物又はこれらのいずれかを含有するもののうち火薬類に該当するものをいう。

# 保有空地の基準について

## 危険物規制に関する政令（昭和34年政令第306号）

### ➤ 第11条第1項第2号（屋外タンク貯蔵所の基準）

屋外貯蔵タンク（危険物を移送するための配管その他これに準ずる工作物を除く。）の周囲に、次の表に掲げる区分に応じそれぞれ同表に定める幅の空地を保有すること。ただし、2以上の屋外タンク貯蔵所を隣接して設置するときは、総務省令で定めるところにより、その空地の幅を減ずることができる。

区分	空地の幅
指定数量の倍数が500以下の屋外タンク貯蔵所	3メートル以上
指定数量の倍数が500を超え1000以下の屋外タンク貯蔵所	5メートル以上
指定数量の倍数が1000を超え2000以下の屋外タンク貯蔵所	9メートル以上
指定数量の倍数が2000を超え3000以下の屋外タンク貯蔵所	12メートル以上
指定数量の倍数が3000を超え4000以下の屋外タンク貯蔵所	15メートル以上
指定数量の倍数が4000を超える屋外タンク貯蔵所	当該タンクの水平断面の最大直径（横型のものは横の長さ）又は高さの数値のうち大きいものに等しい距離以上。ただし、15メートル未満であってはならない。

## 危険物規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）

### ➤ 第15条（屋外タンク貯蔵所の空地の特例）

令第11条第1項第2号ただし書（同条第2項においてその例による場合を含む。）の規定により、同号の表に定める空地の幅を減ずることができる範囲は、引火点が70度以上の第4類の危険物を貯蔵し、又は取り扱う屋外タンク貯蔵所が同一の敷地内に設置されている他の屋外タンク貯蔵所との間に同号の表に定める空地の幅の3分の2の幅の空地を保有することができる範囲までとする。ただし、当該屋外タンク貯蔵所の空地の幅は、3メートル未満とすることはできない。

## 危険物規制に関する政令（昭和34年政令第306号）

### ➤ 第14条第1項第4号（簡易タンク貯蔵所の基準）

**簡易貯蔵タンクは、容易に移動しないように地盤面、架台等に固定するとともに、屋外に設置する場合には当該タンクの周囲に1メートル以上の幅の空地を保有し、専用室内に設置する場合には当該タンクと専用室の壁との間に0.5メートル以上の間隔を保つこと。**

## 危険物規制に関する政令（昭和34年政令第306号）

### ➤ 第16条第1項第3号（屋外貯蔵所の基準）

危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所の周囲には、さく等を設けて明確に区画すること。

### ➤ 第16条第1項第4号（屋外貯蔵所の基準）

前号のさく等の周囲には、次の表に掲げる区分に応じそれぞれ同表に定める幅の空地を保有すること。ただし、第2類の危険物のうち硫黄又は硫黄のみを含有するもの（以下この条、第26条及び第29条において「硫黄等」という。）のみを貯蔵し、又は取り扱うときは、総務省令で定めるところにより、その空地の幅を減ずることができる。

区分	空地の幅
指定数量の倍数が10以下の屋外貯蔵所	3メートル以上
指定数量の倍数が10を超え20以下の屋外貯蔵所	6メートル以上
指定数量の倍数が20を超え50以下の屋外貯蔵所	10メートル以上
指定数量の倍数が50を超え200以下の屋外貯蔵所	20メートル以上
指定数量の倍数が200を超える屋外貯蔵所	30メートル以上

## 危険物規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）

### ➤ 第16条（屋外貯蔵所の空地の特例）

令第16条第1項第4号ただし書（同条第2項においてその例による場合を含む。）の規定により、硫黄等（令第16条第1項第4号に規定する硫黄等をいう。以下同じ。）のみを貯蔵し、又は取り扱う屋外貯蔵所が減ることができる空地の幅は、当該屋外貯蔵所が同号の表に定める空地の幅の3分の1を保有することができる範囲までとする。

## 危険物規制に関する政令（昭和34年政令第306号）

### ➤ 第18条の2（移送取扱所の基準）

移送取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準は、石油パイプライン事業法（昭和47年法律第105号）第5条第2項第2号に規定する事業用施設に係る同法第15条第3項第2号の規定に基づく技術上の基準に準じて総務省令で定める。

## 危険物規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）

### ➤ 第28条の16（地上設置）

**配管を地上に設置する場合は、次の各号に掲げるところによらなければならない。**

三 **配管**（移送基地の構内に設置されるものを除く。）の両側には、当該配管に係る最大常用圧力に応じ、次の表に掲げる幅（工業専用地域に設置する配管にあっては、その3分の1）の空地を保有すること。ただし、保安上必要な措置を講じた場合はこの限りでない。

配管に係る最大常用圧力	空地の幅
0.3メガパスカル未満	5メートル以上
0.3メガパスカル以上1メガパスカル未満	9メートル以上
1メガパスカル以上	15メートル以上